

浦安駅入口バス停留所
集約化基本設計業務委託

仕 様 書

令和8年7月

浦安市 都市政策部 市街地整備課

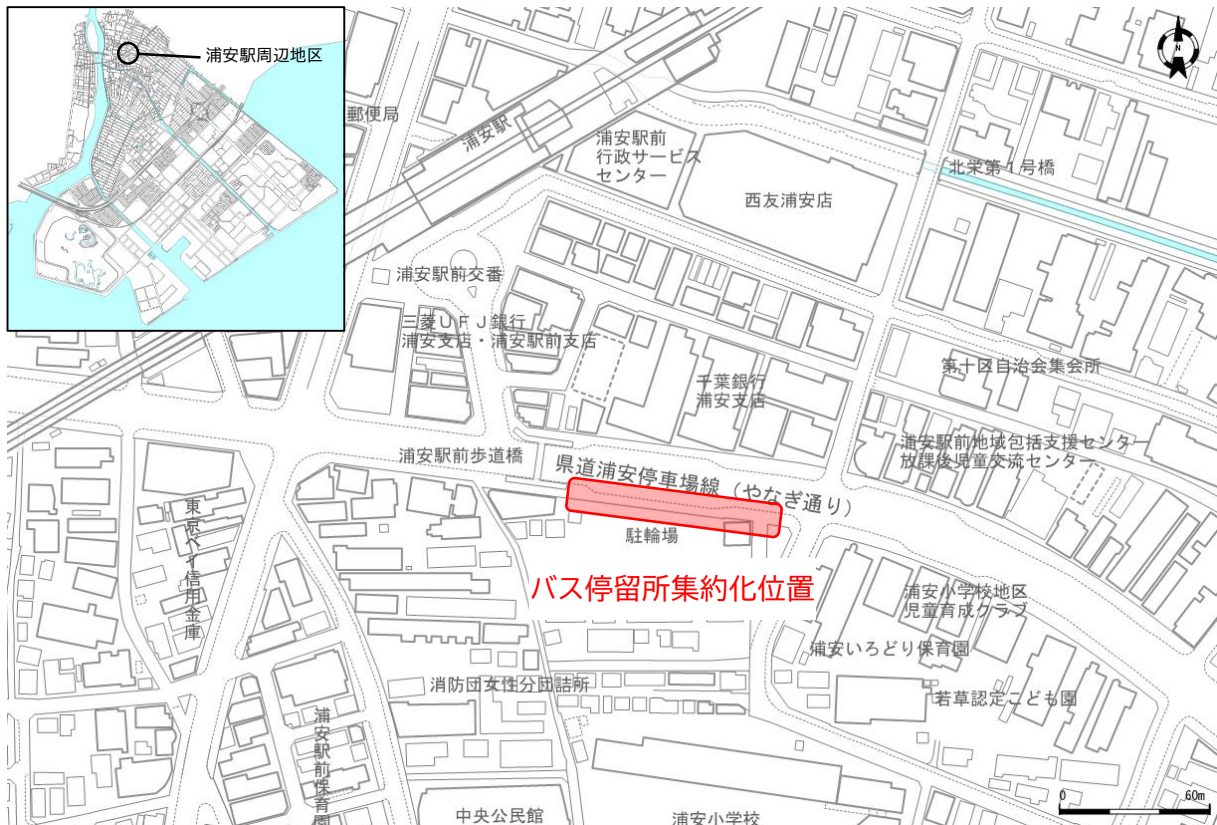
第 1 章 総則

1 委託名

浦安駅入口バス停留所集約化基本設計業務委託

2 委託場所

浦安市猫実四丁目地先



図－ 1 バス停留所の集約化位置

3 委託期間

本業務の履行期間は契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 25 日までとする。

※業務の工程については「別表 1－概略工程表」のとおり。

4 担当部署

浦安市 都市政策部 市街地整備課 浦安駅周辺地区整備係

〒279－8501 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号 庁舎 6 階

T E L : 047-712-6565

5 適用の範囲

本仕様書は、浦安市（以下「委託者」という。）が委託する「浦安駅入口バス停留所集約化基本設計業務委託（以下「本業務」という。）」において適用し、本業務における主要事項を示すものである。

6 業務の背景と目的

浦安駅周辺地区については「浦安市総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「浦安駅周辺まちづくり取り組み方針」等に基づき、可能な範囲から段階的に整備を進める方針としており、浦安駅周辺土地区画整理事業（地区面積:0.22ha）が令和4年3月に完了した。

現在は、それに続く次段階のまちづくりとして、交通結節機能の強化を図るため、安全性や利便性に課題を抱える「浦安駅入口（D、E、降車場）」バス停留所の集約化に取り組んでいる。

本業務は、令和6年度に作成した「浦安駅入口バス停留所集約化整備計画」及び令和7年度に作成した「浦安駅入口バス停留所集約化基本計画(素案)」に基づき、浦安駅周辺に分散しているバス停留所を県道浦安停車場線（やなぎ通り）南側街区の市有地等に一時集約するため、関係機関との協議を行いながら、具体的な整備に向けた基本設計を実施するものである。

また、設計業務と合わせて不可視部の情報収集を図るため、雨水管のカメラ調査や、試掘調査を行うほか、バスの運行に支障が出ないように、実車両を用いた実証実験を行い、設計成果に反映することとする。

7 業務の指示及び監督

- （１）委託者と契約を締結し、本業務の業務委託を受けたもの（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、当該契約に基づいて委託者と常に密接な連絡を取りながら、その指示及び監督を受けなければならない。
- （２）受託者は、業務施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、委託者と事

前に協議し、その指示に従わなければならない。

- (3) 受託者は業務計画書に基づき適正な工程管理を行わなければならない。
また、測量等の作業を実施する場合には、業務計画書とは別に作業計画書を作成し、委託者の承認を受けなければならない。
- (4) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受託時は契約締結後 15 日以内（休日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から 15 日以内（休日等を除く）に、完了時は業務完了後 15 日以内（休日等を除く）に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

8 業務の実施体制

受託者は、本業務を円滑かつ確実に実行するため、下記に示す実施体制を整えとともに、最高技術を発揮し、正確、丁寧に行わなければならない。

- (1) 管理（主任）技術者は、管理（主任）技術者として 10 年以上の実務経験を有し、技術士「建設部門：道路」又は、「総合技術監理部門：建設（道路）」の資格を有する者とする。
- (2) 照査技術者は、作業全体にわたって精査を行える技術を備えている必要があるため、技術士「建設部門：道路」又は、「総合技術監理部門：建設（道路）」の資格を有する者とする。
- (3) 調査業務等を再委託する場合、書面により再委託者との契約関係を明確にしておくとともに、適切な指導、管理のもと業務を実施しなければならない。なお、再委託者は浦安市の指名停止期間中であってはならない。

9 関係官公庁への手続き等

受託者は、調査業務等の実施に当たり、日程に十分な余裕を持って関連法規に則り必要な諸手続を速やかに実施すること。

10 身分証明書

受託者は、市が発行する身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、業務完了後 10 日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

11 事故の防止

業務に係る現地調査等は、事故発生を未然に防止するよう努力するとともに労働基準法その他関係法規を順守し、安全かつ円滑にこれを行わなければならない。万一、事故損害等の生じた場合の補償に要する費用は受託者の負担とする。

12 土地への立入り等

- (1) 受託者は、野外で行う調査業務等を実施するため、公有地又は私有地に立入る場合には、事前に該当土地の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、調査業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、当該土地の所有者又は管理者の許可を得ること。

13 成果品に係る権利

本業務による成果品に係る権利は、全て委託者に属するものとし、受託者が成果品を使用することは一切認めない。

14 検査

- (1) 受託者は、業務完了届を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整理をすべて完了し、委託者に提出していなければならない。
- (2) 委託者は、業務委託の検査に先立ち、受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整理するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の

負担とする。

(3) 検査職員は、監督員及び主任技術者の立会いの上、書類、記録及び写真等により検査を行う。

15 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務の完了後といえども、成果品に瑕疵が発見された場合には、委託者の指示に基づき、速やかに成果品の訂正と補足及びその他の措置を講じなければならない。なお、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

第2章 業務の内容

1 浦安駅入口バス停留所基本設計

(1) 基本設計

「浦安駅入口バス停留所集約化整備計画」及び「浦安駅入口バス停留所集約化基本計画(素案)」に基づき、設計条件を整理するとともに、本業務で実施する各種調査結果等を反映した基本設計を実施すること。

【業務内容】

- ア 設計計画
- イ 現地踏査
- ウ 縦断設計
- エ 横断設計
- オ 道路付帯構造物
- カ 小構造物
- キ 用排水設計
- ク 設計図面作成
- ケ 用地幅杭計画
- コ 概算工事費算出
- サ 照査
- シ 報告書作成

(2) 雨水本管検討

現在、歩車道境界付近に埋設されている雨水管（浦安市管理）は、土被り厚 0.5m 程度の浅埋設であることが判明しているが、バスベイ整備後には車両走行軌跡の直下に位置し、かつ発着台数の増加が予想されることから、管路に掛かる外圧等の負荷増大が懸念される。

そのため、本業務と合わせて実施する管路の現況調査結果と合わせ、既存管路の安全性について検証（構造計算は不要）を行うとともに、必要に応じ代替施設あるいは対策工法の検討を実施する。

【業務内容】

- ア 設計計画
- イ 対策工法検討
- ウ 概算工事費算出
- エ 照査
- オ 報告書作成

(3) 実証実験

基本設計によって決定したバスベイの平面形状を基に、実車を用いた走行実験を行うことで、物理的な支障の有無に加え、安全性や運転操作に係る問題点を確認し、バスベイ内の寸法形状や線形を必要に応じて修正し確定する。

検証すべき点については、バス事業者から事前ヒアリングを行い、実証実験のプログラムを作成し、現場の準備や記録を行う。原則として実証実験は1回実施するものとするが、設計内容の大幅な修正により再度検証が必要となった場合には、監督員と協議すること。

【業務内容】

- ア 計画準備
- イ 実証実験
- ウ 結果とりまとめ

(4) 関係機関協議

基本設計に向けて、関係機関との協議における運営支援を行うこと。協議は機関毎に下記の回数を想定し、協議資料の作成や議事録を作成すること。また、成果品には令和8年度の協議結果をまとめた資料(A3版1枚)を作成すること。

ア 道路管理者（協議1回）

バスベイ整備に伴う県道及び市有地の形状変更に伴い、設計条件や適用資材の仕様、施工条件を確認するため、千葉県 葛南土木事務所と協議すること。なお、調査等に必要な申請及び手続きについては協議に含まないものとする。

イ 交通管理者（協議 1 回）

事業予定地は交通量の多い県道浦安停車場線（やなぎ通り）の沿道にあり、整備に当たっては交通管理者の意見照会を行うため、浦安警察署と協議すること。なお、調査等に必要な申請及び手続きについては協議に含まないものとする。

ウ バス事業者（協議 1 回）

整備に係る施工条件やバス停施設に関する確認と、実証実験のための準備について、京成バス千葉ウエスト株式会社と協議すること。集約化後の運行形態についても情報共有を図ること。

エ 自転車駐車場管理者（協議 1 回）

バスベイ整備に伴う歩道部の拡幅により、隣接する浦安駅第 4 自転車駐車場の一部を歩道とすることから、整備内容についてとりまとめ、自転車駐車場管理者（浦安市 市民安全課）と協議すること。

2 雨水本管調査

（１）調査目的と方法

バスベイ整備に向けて、現況の地下構造物に関する健全性と滞水状況などの把握に加え、台帳記載の管底高などについて検証を行い、バスベイ整備と合せた対策工法を検討する上での諸データを収集すること。

調査前に管路内を高圧洗浄等により清掃し、テレビカメラ等を利用して管路内部の異常や劣化の程度を調査すること。また、管路と合わせて起終点となる人孔の状態や本体構造、管路との接続方法についても併せて確認すること。

表－１ 調査対象管路の諸元

（浦安市下水道台帳（雨水）より抜粋）

管路の種類	鉄筋コンクリート管(HP)
管径	φ700mm
管延長(人孔間)	74.42m
上流側管底高	GL -1.103
下流側管底高	GL -1.205
管路勾配	1.4‰

(2) 調査対象

県道浦安停車場線（やなぎ通り）の歩車道境界付近に埋設されている雨水管路を調査対象とする。



図-2 対象管路概要図

3 試掘調査

(1) 調査目的と方法

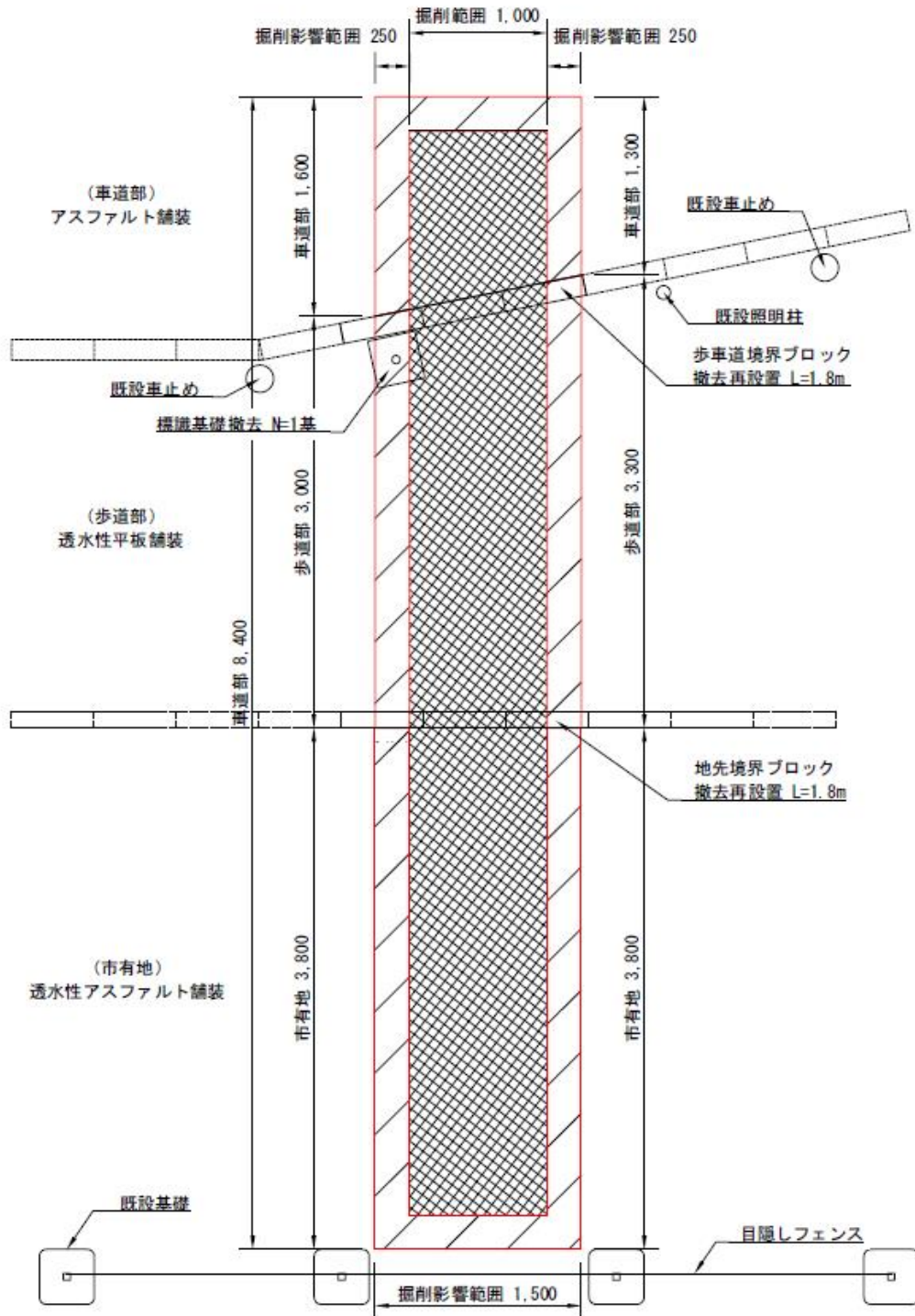
試掘調査によって、①歩車道境界付近に敷設された雨水管路の外観や土被り厚、②歩道部に敷設された各種インフラ管路の正確な位置、③市有地内の残置物件とその土被り等を確認し、関係機関協議や設計の根拠資料とする。

図3及び図4に示す箇所において、舗装版撤去の後、幅 $W=1.0\text{m}$ 、深さ $H=1.5\text{m}$ の範囲を掘削し、埋設管路を露出させて位置と状態の確認等を行うこと。なお、掘削に当たっては関連法規に則り、道路管理者等への申請手続きはもちろんのこと、占用物件の管理者へも事前に連絡調整を行い、管路を損傷させないように細心の注意を払って掘削すること。

掘削作業に当たっては原則として通行止め規制は行わず、歩行者・自転車の導線を確保した上で、車道・歩道部と市有地部分の2回に分けて実施すること。復旧に当たっては即日仮復旧とし、舗装版の本復旧作業は堀山の沈下を考慮し1週間以上の期間を空けて実施すること。



図－3 試掘調査位置図



図－4 試掘調査概要図

4 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ5回、成果物納入時の合計7回程度とするが、打合せ毎に議事録を作成し、監督員の承認を受けて提出すること。ただし、目的や成果などが達成できない場合はこの限りでない。

第3章 成果品

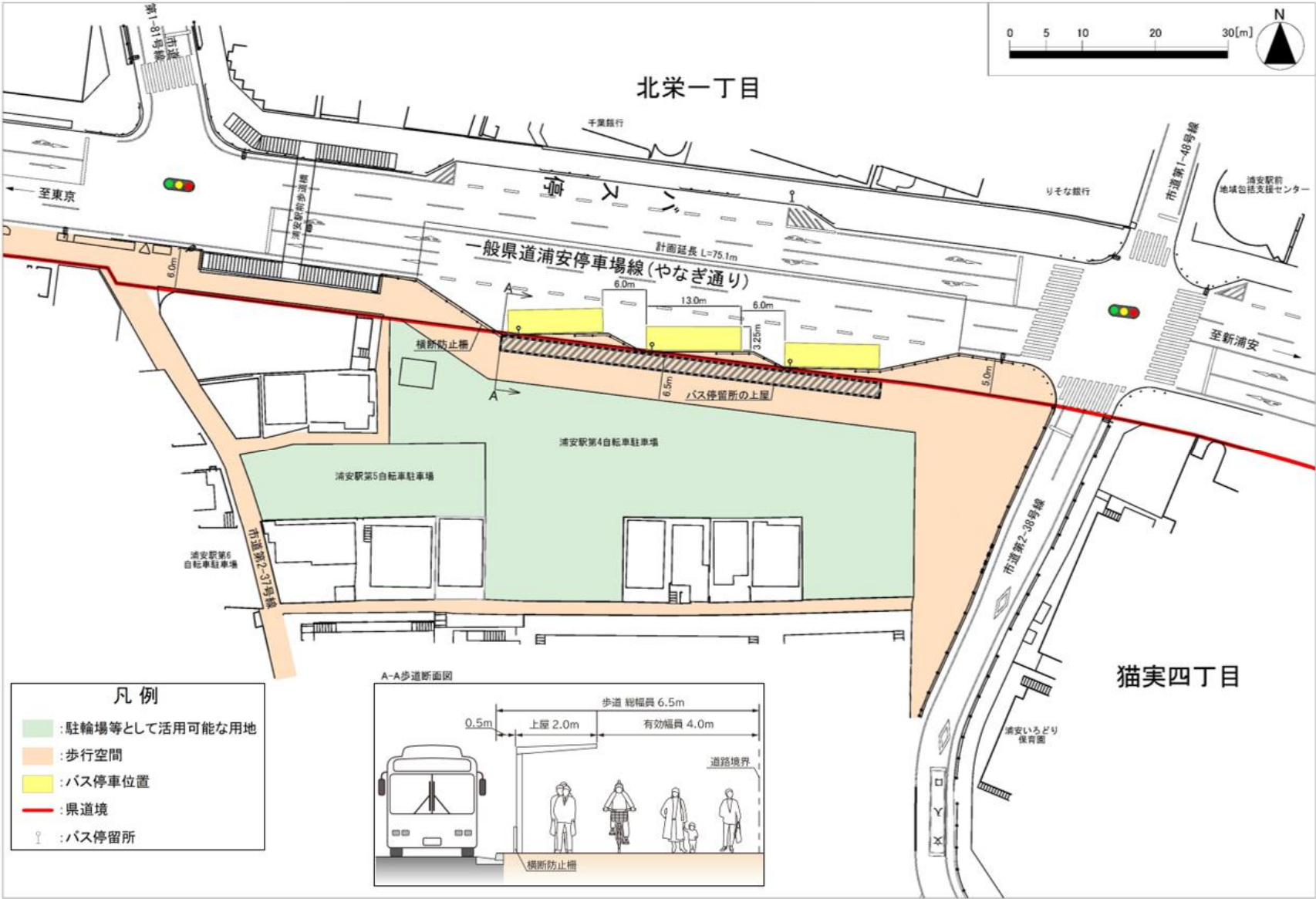
本業務の成果品は、下記のとおりとすること。

1 報告書（A4判カラー、パイプ式ファイル製本）…2部

- （1）基本設計成果（図面等必要に応じてA3版とすること）
- （2）雨水本管検討結果
- （3）実証実験結果
- （4）関係機関協議資料
- （5）雨水管調査結果
- （6）試掘調査結果
- （7）成果品データファイル（DVD-R）

＜補足＞成果品内の図面データについて

- 基準点については座標値を記載すること。
- 図面は原則A3サイズとすること。
- 図面のファイル形式は「.PDF」「.DXF」「.DWG」の3種類とすること。



別図－1 基本計画図

別表－１ 概略工程表

業務	年月	令和８年					令和９年		
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浦安駅入口バス停留所集約化基本設計の作成									
試掘調査 （地下埋設物等調査）									
雨水本管調査 （管内清掃及び調査）									
実証実験 （バス実車両走行確認）									
関係機関協議・資料作成									
打合せ協議			①着手 ②時間	③中 間	④中 間	⑤中 間		⑥中 間	⑦納 入時
成果品の納入									